

事業 那須塩原市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関する ガイドラインについて

1. 策定の趣旨

- 再生可能エネルギー発電事業者による適正な事業実施のための自主的な取組を促し、発電事業と地域との調和を図る。
- 国ガイドライン及び栃木県指導指針を補完し有効活用する。

2. 適用対象及び期間

- 対象 出力10kW以上の発電設備（太陽光発電設備、風力発電設備、小水力発電設備、その他の発電設備）
- 期間 事業計画の構想から発電設備の設置・運用・撤去及び処分の完了までの期間

3. 構成と主な内容

【構成】

第1(目的)	第8(説明会の実施)	第15(遵守事項)
第2(定義)	第9(協定の締結)	第16(報告)
第3(対象地域)	第10(関係書類の閲覧)	第17(市の施策への協力)
第4(対象となる事業)	第11(事業計画の届出)	第18(その他)
第5(事前確認)	第12(事業計画の変更又は廃止)	第19(施行期日)
第6(法令に基づく手続等)	第13(指導及び助言)	第20(適用)
第7(立地を避けるべきエリア等)	第14(情報の公開等)	

【主な内容】

①発電設備を適切に導入するための手続について

- 事前に市の関係部局等と相談、協議等の調整を行う。(第5)
- 市は、事業計画について関係機関等に意見照会をすることができる。(第5)
- 近隣住民等に対する説明会を実施する。(第8)〈太陽光は50kW以上〉
- 必要に応じて近隣住民等との間で協定を締結する。(第9)〈太陽光は50kW以上〉

②立地を避けるべきエリア〈38エリア〉、立地に慎重な検討を要するエリア〈5エリア〉の設定(第7別表2)

- 立地を避けるべきエリアとして保護条例に基づき「規則で定める希少野生動植物種が生息・生育するエリア」及び「生息地等保全協定区」を含める。

③発電設備に関する下記届出書の提出(第11・12)

- 事業計画届出書(撤去処理計画を添付)、事業計画変更・廃止届出書

④事業の適正な実施のため、遵守すべき事項を記載(第15)

- 事業の周知等に関する事項、計画・工事に関する事項、発電期間中に関する事項、発電設備の撤去・処分に関する事項

⑤市の施策への協力(第17)

- 市主催の環境学習等に協力し、自らも積極的に環境保全活動等を実施すること。

※下線は市が独自に定めた内容

4. 施行予定日 平成30年4月1日